



総政企第 283 号
平成24年11月28日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣
樽床 伸



諮問第48号

漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更
(名称の変更) について (諮問)

標記について、農林水産大臣から平成24年11月15日付け24統計第893号により別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

あわせて、基幹統計の指定の変更（名称の変更）に当たり、同法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



別添

24統計第893号

平成24年11月15日

総務大臣 殿

農林水産大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

漁業センサス

主管部課	農林水産省大臣官房統計部センサス統計室
事務担当者	課長補佐（漁業センサス担当）田中 弘明 電話：直通 03(3502)8467 e-mail：hiroaki_tanaka2@nm.maff.go.jp



申請事項記載書

別紙

1 調査の名称 漁業センサス

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変更理由
1～4 (略) 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 ア 海面漁業調査 (ア) 漁業経営体調査票（詳細は、別添様式調第1号<u>及び</u>第2号を参照） a 及び b (略) (イ) 漁業管理組織調査票（詳細は、別添様式調第3号を参照） a 及び b (略) (ウ) 海面漁業地域調査票（詳細は、別添様式調第4号を参照） a 及び b (略) イ 内水面漁業調査 (ア) 内水面漁業経営体調査票（詳細は、別添様式調第5号<u>及び</u>第6号を参照） a 及び b (略) (イ) 内水面漁業地域調査票（詳細は、別添様式調第7号を参照） a～e (略) ウ 流通加工調査 (ア) 魚市場調査票（詳細は、別添様式調第8号を参照） a 及び b (略) (イ) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（詳細は、別添様式調第9号を参照） a～c (略)	1～4 (略) 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 ア 海面漁業調査 (ア) 漁業経営体調査票（詳細は、別添様式調第1号～第4号を参照） a 及び b (略) (イ) 漁業管理組織調査票（詳細は、別添様式調第5号を参照） a 及び b (略) (ウ) 海面漁業地域調査票（詳細は、別添様式調第6号を参照） a 及び b (略) イ 内水面漁業調査 (ア) 内水面漁業経営体調査票（詳細は、別添様式調第7号<u>及び</u>第8号を参照） a 及び b (略) (イ) 内水面漁業地域調査票（詳細は、別添様式調第9号を参照） a～e (略) ウ 流通加工調査 (ア) 魚市場調査票（詳細は、別添様式調第10号を参照） a 及び b (略) (イ) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（詳細は、別添様式調第11号を参照） a～c (略)	OCR対応調査票の導入に伴い、確実な経費削減のための調査票様式数の変更

(2) 基準となる期日又は期間 ア 海面漁業調査、内水面漁業調査 平成<u>25</u>年11月1日現在 (一部の項目については、過去1年間(平成24年11月1日から平成25年10月31日又は過去5年間(平成20年1月1日から平成24年12月31日)の実績) イ 流通加工調査 平成26年1月1日現在 (一部の項目については、平成25年11月1日現在又は過去1年間(平成25年1月1日から平成25年12月31日)の実績) 6 (略) 7 報告を求める期間 (1) (略) (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ア 海面漁業調査、内水面漁業調査 調査票の配布：平成<u>25</u>年10月15日 調査票の回収：平成<u>25</u>年11月20日 イ 流通加工調査 調査票の配布：平成25年12月15日 調査票の回収：平成26年1月31日 8 (略) 9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) (略) (2) 公表の期日 概要については、平成26年8月末までに行う。 詳細については、平成<u>26</u>年12月末以降、順次公表する。 10～12 (略)	(2) 基準となる期日又は期間 平成<u>20</u>年11月1日現在 6 (略) 7 報告を求める期間 (1) (略) (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査票の配布：平成<u>20</u>年10月15日 調査票の回収：平成<u>20</u>年11月20日 8 (略) 9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) (略) (2) 公表の期日 概要については、平成21年8月末までに行う。 詳細については、平成<u>21</u>年12月末以降、順次公表する。 10～12 (略)	2013年漁業センサスとして実施するための年の変更 2013年漁業センサスとして実施するための年の変更 2013年漁業センサスとして実施するための年の変更
---	--	--

調 査 計 画（変更後）（案）

1 調査の名称 漁業センサス

2 調査の目的

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき、漁業センサス（法第 2 条第 4 項第 3 号に規定する基幹統計）を作成し、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

ア 海面漁業^{（注1）} 調査

原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村

イ 内水面漁業^{（注2）} 調査

全国

ウ 流通加工調査

全国

（注1）「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

（注2）「内水面漁業」とは、共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業または内水面（海面漁業に規定する湖沼を除く。）において営む養殖業をいう。

（2）属性的範囲

ア 海面漁業調査

（ア）漁業経営体調査票

漁業経営体（後記 5（2）に掲げる基準となる期日前 1 年間に海面漁業又は内水面漁業を営んだ世帯又は事業所をいう。前記 3（1）ア記載の市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって行政施策上農林水産大臣が必要と認めるものを含む。）のうち海面漁業に係る漁業経営体。

（イ）漁業管理組織調査票

漁業管理組織^{（注3）}

（ウ）海面漁業地域調査票

漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 18 条第 2 項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 内水面漁業調査

(ア) 内水面漁業経営体調査票

a 内水面漁業に係る漁業経営体のうち共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む漁業経営体

b 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

(イ) 内水面漁業地域調査票

内水面組合

ウ 流通加工調査

(ア) 魚市場調査票

魚市場^(注4)

(イ) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所

(注3) 「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行っているものをいう。

(注4) 「魚市場」とは、後記5(2)に掲げる基準となる期日前1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第一次段階の取引を行った市場をいう。

4 報告を求める者

(1) 数^(注5)

ア 海面漁業調査

(ア) 漁業経営体調査票

約11万5千経営体

(イ) 漁業管理組織調査票

約1,700組織

(ウ) 海面漁業地域調査票

約1,000組合

イ 内水面漁業調査

(ア) 内水面漁業経営体調査票

約6,500経営体

(イ) 内水面漁業地域調査票

約1,000組合

ウ 流通加工調査

(ア) 魚市場調査票

約900市場

(イ) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

約1万2千事業所

(注5) 報告者数は、平成20年調査の実績

(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

各調査票に係る客体名簿を母集団名簿として利用する。

客体名簿は、海面漁業調査の漁業経営体調査票に係る名簿については市区町村が、それ以外の調査票に係る名簿については地方農政局^(注6)、北海道農政事務所^(注7)、地方農政局の地域センター、北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が、調査の実施に先立ち作成する名簿で、各名簿に記載された者のすべてに対し調査を行う。

(注6) 地方農政局の所在する府県内に地域センターが置かれていない場合においては当該府県内の全域に関する統計事務を、地方農政局の所在する県内に地域センターが置かれている場合においては当該県内に所在する地域センターの管轄以外の地域に関する統計事務を、地方農政局(地域統計室)が担当する。

(注7) 北海道農政事務所においては、道内に所在する地域センターの管轄以外の地域に関する統計事務を、北海道農政事務所(地域統計室)が担当する。

(3) 報告義務者

報告義務者は、後記5(1)のアからウに掲げる事項について、それぞれ報告しなければならない。

ア 海面漁業調査

(ア) 漁業経営体調査票

漁業経営体を代表する者

(イ) 漁業管理組織調査票

漁業管理組織を代表する者

(ウ) 海面漁業地域調査票

漁業協同組合を代表する者

イ 内水面漁業調査

(ア) 内水面漁業経営体調査票

内水面漁業経営体を代表する者

(イ) 内水面漁業地域調査票

内水面組合を代表する者

ウ 流通加工調査

(ア) 魚市場調査票

魚市場を開設する者

(イ) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を代表する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 海面漁業調査

(ア) 漁業経営体調査票(詳細は、別添様式調第1号及び第2号を参照)

a 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

b 個人の漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

(イ) 漁業管理組織調査票（詳細は、別添様式調第 3 号を参照）

- a 漁業管理組織の概要
- b 漁業管理の内容

(ウ) 海面漁業地域調査票（詳細は、別添様式調第 4 号を参照）

- a 生産条件
- b 活性化の取組

イ 内水面漁業調査

(ア) 内水面漁業経営体調査票（詳細は、別添様式調第 5 号及び第 6 号を参照）

- a 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況
- b 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

(イ) 内水面漁業地域調査票（詳細は、別添様式調第 7 号を参照）

- a 組合員数
- b 漁場環境
- c 遊漁の状況
- d 活性化の取組
- e その他内水面漁業地域の現況を把握するために必要な事項

ウ 流通加工調査

(ア) 魚市場調査票（詳細は、別添様式調第 8 号を参照）

- a 魚市場の施設及び取扱高
- b その他魚市場の現況を把握するために必要な事項

(イ) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（詳細は、別添様式調第 9 号を参照）

- a 事業内容
- b 従業者数
- c その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

(2) 基準となる期日又は期間

ア 海面漁業調査、内水面漁業調査

平成 25 年 11 月 1 日現在

（一部の項目については、過去 1 年間（平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日）
又は過去 5 年間（平成 20 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日）の実績）

イ 流通加工調査

平成 26 年 1 月 1 日現在

（一部の項目については、平成 25 年 11 月 1 日現在又は過去 1 年間（平成 25 年 1 月 1
日から平成 25 年 12 月 31 日）の実績）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 海面漁業調査（漁業経営体調査に限る。）

農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者

イ 海面漁業調査（漁業管理組織調査票及び海面漁業地域調査票）、内水面漁業調査及び流通加工調査

（ア）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県^{（注8）}

農林水産省－地方農政局－調査員－報告者

（イ）地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県^{（注9）}

農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者

（ウ）北海道^{（注10）}

農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者

（エ）沖縄県

農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者

（オ）地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）

農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター^{（注11）}－（地域センター）－調査員－報告者

（注8）当該府県においては、地方農政局（地域統計室）が実査を行う。

（注9）当該県においては、①地域センターが管轄する地域については地域センター、②地域センターが管轄する地域以外の地域については地方農政局（地域統計室）が実査を行う。

（注10）北海道においては、①地域センターが管轄する地域については地域センター、②地域センターが管轄する地域以外の地域については北海道農政事務所（地域統計室）が実査を行う。

（注11）「取りまとめ地域センター」とは、当該都府県中に所在する地域センターのうち、都府県値の取りまとめ等の業務も併せて行うこととされている地域センターをいう。

（2）調査方法（☒調査員調査 ☐郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

ア 海面漁業調査及び内水面漁業調査

調査員が調査票を配布・回収する自計報告により行う。ただし、報告者が面接聞き取りによる調査（他計報告）を希望した場合は、調査員による報告者に対する面接聞き取りを行う。

イ 流通加工調査

調査員が調査票を配布・回収する自計報告により行う。ただし、報告者からオンライン（政府統計共同利用システムをいう。以下同じ。）を利用して調査票を作成する申し出があった場合は、オンラインを利用して調査票を回収する方法により行う。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 海面漁業調査、内水面漁業調査

調査票の配布：平成25年10月15日

調査票の回収：平成 25 年 11 月 20 日

イ 流通加工調査

調査票の配布：平成 25 年 12 月 15 日

調査票の回収：平成 26 年 1 月 31 日

8 集計事項（詳細は、別添 2 を参照）

（1）海面漁業調査

ア 漁業経営体調査票

（ア）漁業経営に関する事項

- a 経営組織別漁業経営体数
- b 経営体階層別漁業経営体数
- c その他

（イ）漁船に関する事項

- a 規模別漁船隻数
- b その他

（ウ）個人経営体に関する事項

- a 自営漁業の専兼業別個人経営体数
- b その他

（エ）漁業従事者に関する事項

家族・雇用者別漁業従事者数

イ 漁業管理組織調査票

（ア）管理対象魚種別組織数

（イ）管理対象漁業種類別組織数

（ウ）その他

ウ 海面漁業地域調査票

（ア）生産条件別漁協数

（イ）活性化の取組別漁協数

（ウ）その他

（2）内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査票

（ア）湖沼漁業に関する事項

- a 経営体階層別漁業経営体数
- b 漁業種類別漁業経営体数
- c 漁船隻数
- d 世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- e その他

（イ）内水面養殖業に関する事項

- a 養殖種類別漁業経営体数

- b 養殖種類別世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- c 養殖魚種別漁業経営状況
- d その他

イ 内水面漁業地域調査票

- (ア) 漁場環境別漁協数
- (イ) 活性化の取組別漁協数
- (ウ) その他

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査票

- (ア) 開設者の種類別市場数
- (イ) 市場の規模別市場数
- (ウ) その他

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

- (ア) 形態別工場数
- (イ) 冷蔵・凍結能力別工場数
- (ウ) 加工種類別工場数
- (エ) その他

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

概要及び詳細とも、インターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

概要については、平成 26 年 8 月末までに行う。

詳細については、平成 26 年 12 月末以降、順次公表する。

10 使用する統計基準

漁業経営体、漁業管理組織、漁協、内水面漁業経営体、内水面組合、魚市場及び冷凍・冷蔵工場を調査対象とし、全国、大海区、都道府県、市区町村等の表章区分を行うことから、日本標準産業分類等統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
調査票	3 年	農林水産省大臣官房 統計部長
調査票の内容を収録した電磁的記録媒体	永年	

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記5（1）に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。